

議 事 録

1. 日 時 令和2年1月9日(木) 午後4時00分～
2. 場 所 四万十市役所 6階 議員協議会室
3. 出 席 者

農業委員会事務局

農業委員会事務局長:篠田 幹彦

農業委員会事務局長補佐:吉田 貴浩

農業委員会事務局長補佐:小谷 哲司

農業委員会事務局係長:中山 珠美

事務局:主幹:宮川 昭人

事務局:主幹:室津 康志

事務局:主事:永野 ほのか

4. 議 案

第1号議案 農地法第3条の規定による許可について(1～4番)

第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請進達について(1～4番)

第3号議案 非農地証明書の交付について(1～9番)

第4号議案 農用地利用集積計画(案)について(1～4番)

第5号議案 農用地利用計画配分(案)について(1番)

第6号議案 「農業委員会の委員等の綱紀粛正に関する申し合わせ決議」について

その他

○ 事務局

只今から「四万十市農業委員会1月総会」を開会いたします。なお、本日追加議案の提案をお願いしております。第6号議案としまして「農業委員会の委員等の綱紀粛正に関する申し合わせ決議」についてです。この件に関しても後ほどご審議をお願いします。本日の欠席委員は、議席番号1番 篠田 新生委員です。本定例会は「農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定」により、在任委員の過半数が、出席しなければ開くことが出来ない事となっております。

本日の出席委員数は19名中18名の出席となりますので、会議は成立しております。推進委員は、濱田 正史委員、山口 昇彦委員より欠席の報告がありました。それでは、「四万十市農業委員会総会会議規則第6条の規定」により、議長は農業委員会会長が務める事となっておりますので、福留会長に以降の議事の進行をお願いいたします。

◆ 議 長 (福留会長)

みなさんあらためまして新年明けましておめでとうございます。昨年は何かと大変お世話になりました。また本年もよろしくお祈りいたします。私たちは任期が最後の年となっておりますので一生懸命頑張っていきたいと思っておりますのでご協力のほどよろしくお願いいたします。それでは、本日の会議を開催いたします。議事録は事務局にお願いしまして、議事録署名委員さんは議席番号7番 遠地 美千代委員、議席番号8番 弘田 美和委員にお願いいたします。

◎それでは、第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について、議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

○ 事務局

1 番について説明（岩田）

第1号議案 農地法第3条の規定による申請について説明いたします。議案書は2ページになります。番号1。土地の表示は、岩田 桐島、950番1、登記地目は田、現況は畑、面積は294㎡、申請理由は売買で、申請者は議案書のとおりです。譲受人は、農作業暦60年の86歳の農家で、このたび売買を行う申請となっております。労働力は、譲受人と、農作業暦50年の妻の二人となっております。農機具につきましては、トラクター、コンバイン、田植え機を所有しているとのことです。通作距離につきましては、自宅から約3分の距離となっております。効率的に耕作していくものと認められます。下限面積につきましては、125aですので問題ありません。以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。ただし、申請地は、田から畑に埋め上げている実態があります。この件につきまして、許可となりましたら、形状変更届の提出の際、始末書を求めることとします。

2 番について説明（九樹）

続きまして番号2。土地の表示は、九樹 セイダ谷、336番、登記地目、現況ともに畑、面積は158㎡、他8筆、申請理由は贈与で、申請者は議案書のとおりです。譲受人は、農作業暦40年の61歳の兼業農家で、このたび贈与を行う申請となっております。労働力は、譲受人と、農作業暦35年の夫と、農作業暦10年の子の3人となっております。農機具につきましては、トラクター、管理機、軽トラック、乾燥機、田植え機、コンバイン、耕運機を所有しているとのことです。申請地は自宅から10キロメートル圏内の距離となっております。効率的に耕作していくものと認められます。下限面積につきましては、58aですので問題ありません。また、申請地は、現在の状況と変わりなく譲受人が耕作していくということですので、周辺の農地に与える影響などはありません。一部、現況が原野になっている土地もありますが、取得後は譲受人が耕作していくということです。以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

3・4 番について説明（竹島）

番号3と番号4につきましては、譲受人が同じですのでまとめて説明させていただきます。番号3。土地の表示は、竹島 石橋、1026番1、登記地目、現況ともに畑、面積は313㎡、他3筆、申請理由は贈与で、申請者は議案書のとおりです。番号4。土地の表示は、竹島 宮ノ下、3439番1、登記地目、現況ともに畑、面積は160㎡、申請理由は売買で、申請者は議案書のとおりです。譲受人は、農作業暦8年の58歳の兼業農家で、このたび贈与及び売買を行う申請となっております。労働力は、譲受人のみとなっております。農機具につきましては、トラクター、コンバイン、田植え機、耕運機、畝たて機を所有しているとのことです。通作距離につきましては、自宅から約6分の距離となっております。効率的に耕作していくものと認められます。下限面積につきましては、108aですので問題ありません。また、申請地は、現在の状況と変わりなく譲受人が耕作していくということですので周辺の農地に与える影響などはありません。以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。

◆ 議長（福留会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員さんのご意見をお伺いします。

「1番の関係委員さん」お願いします。

◇ 議席番号9番 山本委員（後川地区担当）

それでは説明いたします。昨年の12月28日午後1時に武井推進委員と2人で譲渡人に会い現地確認をしました。申請地の現況は河床整備で出た残土を田んぼに盛り上げて出来た畑で、今後も畑として使用していくとのことですので問題は無いものと思います。譲受人は岩田地区でも水稻を大規模に経営する農家ですので、よろしくお願

いします。

◆議 長 (福留会長)

推進委員さんから、意見などはございませんか？

◇武井委員 (大川筋・後川地区担当)

山本委員が説明したとおりです。先ほど事務局の方から始末書ということがありましたが、私は事前に気が付きまして確認したら、申請と実施があべこべになっていたという経緯があったことを付け加えておきます。

◆議 長 (福留会長)

「2番の関係委員さん」をお願いします。

◇議席番号 15 番 正木委員 (具同地区担当)

2番の議案について説明いたします。農地は中筋地区ですので中筋担当の農業委員に確認してもらいました。譲受人が具同ですので、私は12月27日に譲受人の長男と会い話をお聞きしました。中筋の農地の一部には荒廃している所もあるということで、これはイノシシや近隣の農地も荒れていて作れないとのこと。その他の農地は譲受人の一家が米を作っているとのこと。長男も休みの時は両親のコメ作りを手伝っているとのこと。農機具等も中筋地区のお祖父さんの所へ整備されており問題はありません。

◇議席番号 13 番 清水委員 (中筋・東中筋地区)

特に問題はありません。

◆議 長 (福留会長)

推進委員ですが濱田推進委員は欠席のため、清水委員のご意見どおりと思いますのでよろしくをお願いします。

「3番4番の関係委員さん」をお願いします。

◇議席番号 19 番 畠中委員 (下田地区担当)

事務局が説明したとおりです。問題はありません。4番についても問題ないと確認しております。

◆議 長 (福留会長)

推進委員さんから、意見などはございませんか？

◇小野委員 (下田・八東地区担当)

譲受人は来年の春に退職になるということで贈与を受けた農地は来年から本格的に果樹を植えたいということです。売買の土地は以前からお父さんがハウスなどで借りていた土地ですので問題ありません。

◆議 長 (福留会長)

以上で関係委員さんのご意見が終わりました。他の委員さんまたは推進委員さんでご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

◆議 長 (福留会長)

ご意見、ご質問はございませんか。

~~~~ 異議なし ~~~~

◆議 長 (福留会長)

ご意見・ご質問が無いようですので、第1号議案の農地法第3条の規定による許可申請につきまして、一括採決をいたします。原案に賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

◇農業委員

## 《全員挙手》

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農地法第3条の規定による許可申請につきまして、原案のとおり許可することといたします。

◎続きまして、第2号議案の農地法第5条の規定による許可申請進達について議題といたします。

それでは、事務局の説明をお願いいたします。

### ○ 事務局

#### 1 番について説明（古津賀二丁目）

第2号議案農地法第5条の規定による許可申請進達について説明いたします。議案書は3ページになります。番号1につきましては12月27日、会長と事務局で現地に向かい、東山地区担当の井上委員と申請代理人立会いのもと現地確認を行いました。お手元のタブレットの1ページ、2ページ及び前のスクリーンをご覧ください。場所につきましては、高知ダイハツ販売中村店横から市道を北東方向へ700メートル余り行った所にある農地になります。申請地の東側は宅地、北側は市道、西側は現在建物を建築中であり、南側は宅地と農地で農地の所有者からは転用の同意を得ており、農地に与える影響はありません。排水に関しましては、合併浄化槽を経て市道の既設側溝へ排水する計画となっております。申請地は、都市計画区域の用途地域に指定された第1種中高層住居専用地域で、第3種農地にあたり転用が許可できる土地ということであり、以上のことから転用許可については適当であると考えます。

#### 2 番について説明（具 同）

番号2につきましては12月27日、会長と事務局で現地に向かい、具同地区担当の正木委員と申請代理人立会いのもと現地確認を行いました。お手元のタブレットの3ページ、4ページ及び前のスクリーンをご覧ください。場所につきましては、中村西中学校武道館から東へ40メートル余り行った所にある農地になります。申請地の西側は原野、北側は申請譲渡人所有地、東側は市道、南側は水路となっており周辺の農地に与える影響はありません。排水に関しましては、雑排水は合併浄化槽を経て市道の既設側溝へ排水する計画となっております。申請地は、10haの広がりのないその他の農地で、第2種農地にあたり、第3種農地に立地困難な場合には転用が許可できる土地ということであり、以上のことから転用許可については適当であると考えます。以上です。

#### 3 番について説明（古津賀二丁目）

番号3につきましては12月27日、会長と事務局で現地に向かい、東山地区担当の井上委員と申請代理人立会いのもと現地確認を行いました。お手元のタブレットの5ページ、6ページ及び前のスクリーンをご覧ください。場所につきましては、高知ダイハツ販売中村店横から市道を北東方向へ190メートル余り行った所にある農地になります。申請地の西・東側は宅地、南側は市道、北側の農地の所有者からは転用の同意を得ており、農地に与える影響はありません。排水に関しましては、雑排水は合併浄化槽を経て市道の既設側溝へ排水する計画となっております。申請地は、都市計画区域の用途地域に指定された第1種中高層住居専用地域で、第3種農地にあたり転用が許可できる土地ということであり、以上のことから転用許可については適当であると考えます。

#### 4 番について説明（国 見）

番号4土地の表示は国見ウトノロ 1632番 登記、現況とも畑、転用面積は208㎡の内80.6㎡ 他20筆 合計面積2,707㎡ 貸人は議案書記載の通りで17名です。借人も記載の通りです。転用事由は仮設道路・資材置場の設置です。この申請につきましては11月総会にて審議を行い結果適当ということで、県へ進達をしていましたが、申請代理人より転用する面積が3.8㎡減少するというので取り下げ願いが出され、あらためて今回申請があったものです。去る12月27日、会長と事務局で現地に向かい、中筋・東中筋地区担当の清水委員と申請代理人、工事関係者と現地確認を行いました。お手元のタブレットの7～8ページ及び前のスクリーンをご覧ください。

ださい。前回の申請時同様転用事由等は変わりなく、転用許可については適当であると考えます。以上です。

◆議長（福留会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員さんのご意見をお伺いします。

「1・3番の関係委員さん」お願いします。

◇議席番号3番 井上委員（東山・下田地区担当）

1・3番について説明いたします。先ほど事務局の説明があったとおりで現地確認もしましたが問題はありませ  
んののでよろしくをお願いします。

◆議長（福留会長）

推進委員さんから、意見などはございませんか？

◇宮地委員（中村・具同・東山地区担当）

特に問題はありません。

◆議長（福留会長）

「2番の関係委員さん」お願いします。

◇議席番号15番 正木委員（具同地区担当）

事務局の説明どおりで問題ありません。よろしくをお願いします。

◆議長（福留会長）

推進委員さんから、意見などはございませんか？

◇宮地委員（中村・具同・東山地区担当）

特に問題はありません。

◆議長（福留会長）

「4番の関係委員さん」お願いします。

◇議席番号13番 清水委員（中筋・東中筋地区担当）

事務局の説明どおりで問題ありません。

◆議長（福留会長）

推進委員の濱田委員は本日欠席ですので、推進委員の意見は省略します。

◆議長（福留会長）

以上で関係委員さんのご意見が終わりました。他の委員さん、または推進委員さんでご意見、ご質問はござい  
ませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

◆議長（福留会長）

ご意見、ご質問はございませんか。

～～～ 異議なし ～～～

◆議長（福留会長）

ご意見・ご質問が無いようですので、第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請進達につきまして、一  
括採決いたします。原案に賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

◇農業委員

《全員挙手》

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農地法第5条の規定による許可申請進達につきまして、原  
案のとおり許可申請進達することといたします。

◎続きまして、第3号議案 非農地証明書の交付について、議題といたします。

番号2番につきましては、正木 卓夫委員に関係する案件となりますので、1番の採決が終わりましたら、正木委員は、しばらくの間、退室をお願いいたします。それでは、1番について事務局の説明をお願いいたします。

○ 事務局

1番について説明（具同）

第3号議案 非農地証明書の交付について説明します。議案書は5ページ及び6ページになります。番号1.土地の表示は、具同 ヲキ2735番6、登記地目は畑、面積は67㎡、申請者、申請事由は議案書のとおりです。番号1につきましては、12月27日、会長、事務局で現地に向かい、現地確認を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンとお手元のタブレットの9ページ及び10ページをご覧ください。申請地は具同で、フジグラン四万十から西に約250メートルの場所になります。申請事由は、平成2年頃より駐車場として使用し、現在に至っているためと申請人より確認しております。申請地は、人工的に手を加えてから15年以上経過している農地であり、農地への復元は困難な土地と判断しました。以上により非農地証明については適当と考えます。

◆議 長 （福留会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員さんのご意見をお伺いします。

「1番の関係委員さん」お願いします。

◇議席番号15番 正木委員（具同地区担当）

事務局の説明どおりで非農地が適当であると考えます。よろしくをお願いします。

◆議 長 （福留会長）

以上で関係委員さんのご意見が終わりました。他の委員さん、または推進委員さんでご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

◆議 長 （福留会長）

ご意見、ご質問はございませんか。

~~~~ 異議なし ~~~

◆議 長 （福留会長）

ご意見・ご質問が無いようですので、第3号議案 非農地証明書の交付について、1番を採決いたします。原案に賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

◇農業委員

《全員挙手》

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、非農地証明書の交付につきまして、原案のとおり交付することといたします。

◎続きまして、2番について審議いたしますが、正木委員に関する案件となりますので、恐れ入りますが、正木委員は退室をお願いいたします。

~~~~ 正木委員退室 ~~~

◆議 長 （福留会長）

それでは、事務局の説明をお願いいたします。

○ 事務局

2番について説明（間崎）

続きまして番号2。土地の表示は、間崎 ミノコシ、942番1、登記地目は田、面積は72㎡、他5筆、申請者、申請事由は議案書のとおりです。番号2につきましては、12月27日、会長、事務局で現地に向かい、申請人と、

約 300 メートルの場所と、大文字山から西に約 200 メートルの場所になります。

申請事由は、942 番 1 については、昭和 40 年より宅地と使用し、現在に至っているため、他 5 筆については、昭和 35 年よりヒノキを植林し山林となり現在に至っているためと申請人より確認しております。申請地は、人工的に手を加えてから 15 年以上経過している農地であり、農地への復元は困難な土地と判断しました。以上により非農地証明については適当と考えます。

◆議 長 (福留会長)

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員さんのご意見をお伺いします。

「2 番の関係委員さん」お願いします。

◇議席番号 4 番 加用委員 (八束地区担当)

12 月 27 日会長、事務局と現地確認を行いました。事務局の説明どおり問題は無いものと思います。よろしくお願いします。

◆議 長 (福留会長)

以上で関係委員さんのご意見が終わりました。他の委員さん、または推進委員さんでご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

◆議 長 (福留会長)

ご意見、ご質問はございませんか。

~~~~ 異議なし ~~~~

◆議 長 (福留会長)

ご意見・ご質問が無いようですので、第 3 号議案 非農地証明書の交付について、2 番を採決いたします。原案に賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

◇農業委員

《全員挙手》

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、非農地証明書の交付につきまして、原案のとおり交付することといたします。それでは正木委員に入ってもらって下さい。

~~~~ 正木委員入室 ~~~~

◎続きまして、番号 3 番から事務局の説明をお願いいたします。

○ 事務局

3 番について説明 (九樹)

続きまして番号 3。土地の表示は、九樹 ヤブヒラキ 576 番、登記地目は畑、面積は 52 m<sup>2</sup>、他 1 筆、申請者、申請事由は議案書のとおりです。番号 3 につきましては、12 月 27 日、会長、事務局で現地に向かい、申請代理人と、中筋地区担当の清水委員立会いのもと現地確認を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンとお手元のタブレットの 13 ページ及び 14 ページをご覧ください。申請地は九樹で、九樹集会所から南に約 200 メートルの場所と、九樹集会所から南に約 1 キロメートルの場所になります。申請事由は、576 番については、昭和 55 年に住宅・車庫を建築し、現在に至っているため、676 番については、40 年前に杉を植林し山林となり現在に至っているためと申請代理人より確認しております。申請地は、人工的に手を加えてから 15 年以上経過している農地であり、農地への復元は困難な土地と判断しました。以上により非農地証明については適当と考えます。

4 番について説明 (大用)

続きまして番号4。土地の表示は、大用 三島 325 番、登記地目は畑、面積は 109 m<sup>2</sup>、他 3 筆、申請者、申請事由は議案書のとおりです。番号4につきましては、12月27日、会長、事務局で現地に向かい、申請代理人立会いのもと現地確認を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンとお手元のタブレットの 15 ページ及び 16 ページをご覧ください。申請地は大用で、大用小学校から南東に約 300 メートル以内の場所になります。申請事由は、325 番については、昭和 56 年月日不詳より宅地として使用しており、328 番、329 番については、昭和 44 年頃より耕作放棄、昭和 49 年頃より原野となり、240 番口については、昭和 44 年頃より耕作放棄、昭和 49 年頃より山林となり現在に至っているためと申請代理人より確認しております。申請地は、人工的に手を加えてから 15 年以上経過している農地 及び 耕作放棄してから 10 年以上経過している農地であり、農地への復元は困難な土地と判断しました。以上により非農地証明については適当と考えます。

#### 5 番について説明 (荒川)

続きまして、議案書は 6 ページになります。番号 5。土地の表示は、荒川 カフス川山 1856 番 3、登記地目は田、面積は 323 m<sup>2</sup>、申請者、申請事由は議案書のとおりです。番号 5 につきましては、12月27日、会長、事務局で現地に向かい、申請代理人と、東中筋地区担当の清水委員立会いのもと現地確認を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンとお手元のタブレットの 17 ページ及び 18 ページをご覧ください。申請地は荒川で、荒川地区集会所から北西に約 1.3 キロメートルの場所になります。申請事由は、昭和 58 年頃より耕作放棄し、山林となり現在に至っているためと申請代理人より確認しております。申請地は、耕作放棄してから 10 年以上経過している農地であり、農地への復元は困難な土地と判断しました。以上により非農地証明については適当と考えます

#### 6 番について説明 (国見)

続きまして番号 6。土地の表示は、国見 コウスワ 2141 番、登記地目は畑、面積は 9.91 m<sup>2</sup>、申請者、申請事由は議案書のとおりです。番号 6 につきましても、12月27日、会長、事務局で現地に向かい、申請代理人と、東中筋地区担当の清水委員立会いのもと現地確認を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンとお手元のタブレットの 19 ページ及び 20 ページをご覧ください。申請地は、国見の土佐くろしお鉄道の踏切を超えて北西に約 1 キロメートルの場所になります。申請事由は、昭和 60 年頃より耕作放棄し、山林となり現在に至っているためと申請代理人より確認しております。申請地は、耕作放棄してから 10 年以上経過している農地であり、農地への復元は困難な土地と判断しました。以上により非農地証明については適当と考えます。

#### 7 番について説明 (国見)

続きまして番号 7。土地の表示は、国見 コウスワ 2144 番、登記地目は畑、面積は 66 m<sup>2</sup>、申請者、申請事由は議案書のとおりです。番号 7 につきましても、12月27日、会長、事務局で現地に向かい、申請代理人と、東中筋地区担当の清水委員立会いのもと現地確認を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンとお手元のタブレットの 21 ページ及び 22 ページをご覧ください。申請地は、国見の土佐くろしお鉄道の踏切を超えて北西に約 660 メートルの場所になります。申請事由は、昭和 60 年頃より耕作放棄し、山林となり現在に至っているためと申請代理人より確認しております。申請地は、耕作放棄してから 10 年以上経過している農地であり、農地への復元は困難な土地と判断しました。以上により非農地証明については適当と考えます。

#### 8 番について説明 (国見)

続きまして番号 8。土地の表示は、国見 コウスワ 2148 番、登記地目は畑、面積は 52 m<sup>2</sup>、申請者、申請事由は議案書のとおりです。番号 8 につきましても、12月27日、会長、事務局で現地に向かい、申請代理人と、東中筋地区担当の清水委員立会いのもと現地確認を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンとお手元のタブレットの 23 ページ及び 24 ページをご覧ください。申請地は、国見の土佐くろしお鉄道の踏切を超えて北西に約 650 メートルの場所になります。申請事由は、昭和 60 年頃より耕作放棄し、山林となり現在に至っているためと申請代理人より確認しております。申請地は、耕作放棄してから 10 年以上経過している農地であり、



農地への復元は困難な土地と判断しました。以上により非農地証明については適当と考えます。

◆ 9 番について説明（国見）

続きまして番号 9。土地の表示は、国見 東中ノナロ 2013 番、登記地目は田、面積は 3,355 ㎡、他 3 筆、申請者、申請事由は議案書のとおりです。番号 9 につきましても、12 月 27 日、会長、事務局で現地に向かい、申請代理人と、東中筋地区担当の清水委員立会いのもと現地確認を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンとお手元のタブレットの 25 ページ及び 26 ページをご覧ください。申請地は、国見の土佐くろしお鉄道の踏切を超えて北西に約 1 キロメートル以内の場所になります。申請事由は、2013 番については、昭和 60 年頃より、他 3 筆については、昭和 57 年頃より耕作放棄し、山林となり現在に至っているためと申請代理人より確認しております。申請地は、耕作放棄してから 10 年以上経過している農地であり、農地への復元は困難な土地と判断しました。以上により非農地証明については適当と考えます。以上です。

◆ 議長（福留会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員さんのご意見をお伺いします。

「3 番・5 番から 9 番の関係委員さん」お願いします。

◇ 議席番号 13 番 清水委員（東中筋・中筋地区担当）

3 番の 576 番ですが住宅が建っていました。676 番の方はかなり山林化してしまして事務局の説明どおりで問題ありません。

◆ 議長（福留会長）

「4 番の関係委員さん」お願いします。

◇ 議席番号 11 番 伊勢協委員（富山地区担当）

先月 12 月 27 日会長、事務局、申請代理人との現地確認がありましたが、私は当日立ち会うことが出来ず、後日現地確認を行いました。事務局の説明どおり 325 番は倉庫であり、328、329 番は自宅の裏山の所になっており 240 番口については山の頂上ということで山林となっています。とても農地への復元は不可能と思われるのでよろしくお願いします。

◆ 議長（福留会長）

以上で関係委員さんのご意見が終わりました。他の委員さん、または推進委員さんでご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と名前を告げてから質問をお願いいたします。

◆ 議長（福留会長）

ご意見、ご質問はございませんか。

～～～ 異議なし ～～～

◆ 議長（福留会長）

ご意見・ご質問が無いようですので、第 3 号議案 非農地証明書の交付について、3 番から 9 番を一括採決いたします。原案に賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

◇ 農業委員

《全員挙手》

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、非農地証明書の交付につきまして、原案のとおり交付することといたします。

◎続きまして、第 4 号議案 市長より諮問のありました農用地利用集積計画（案）について議題といたします。それでは事務局の説明をお願いいたします。

## ○ 事務局

### 1 番について説明（有岡）

第4号議案の農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定について、市長より農業委員会に四万十市農用地利用集積計画書（案）について諮問がありましたので説明いたします。議案書は7ページ、農用地利用集積計画書（案）は7-1ページになりますが、年号表記等一部訂正箇所がありましたので、机の上に配布しております農用地利用集積計画書（案）をご参照ください。それでは1番を説明いたします。借受人は有岡地区において、主に水稲を栽培している認定農業者です。申請地については、貸付人は5名、農地は有岡カイマイ750番、地目は田、他5筆、合計面積は12,231㎡です。場所につきましては、お手元のタブレットの27ページ及び前のスクリーンをご覧ください。利用権の種類は貸借権の設定で作物は水稲です。賃借料は10aあたり米1俵分の現物です。貸借期間は令和2年1月9日から令和12年1月8日までの10年間です。続いて先に3・4番について説明いたします。

### 3・4 番について説明（西土佐大宮）

続きまして番号3 借受人は西土佐大宮地区において米ナス栽培を予定している新規就農者です。今回の申請は新規申請です。申請地について貸付人は2名大宮字沖ギョウジダ2520他1筆で合計面積は803㎡です。場所についてはタブレットの29ページ及び前のスクリーンをご覧ください。利用権の種類は貸借権の設定で賃借料は10a当たり6,000円です。期間は令和2年2月1日から令和4年3月31日までの2年2か月となっております。続きまして番号4 借受人は西土佐大宮地区において米ナス栽培を予定している新規就農者です。今回の申請は新規申請です。申請地について貸付人は1名大宮字沖ギョウジダ2528番面積は2064㎡です。場所についてはタブレットの29ページ及び前のスクリーンをご覧ください。利用権の種類は貸借権の設定で賃借料は10a当たり6,000円です。期間は令和2年2月1日から令和4年3月31日までの2年2か月となっております。以上、1、3、4番の借受人は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、農用地全てにおいて農地を有効に活用することが見込まれますので、四万十市農用地利用集積計画（案）を適当と認め、市長に答申を行いたいと考えます。

続きまして2番の説明に移りますが、借受人が高知県農業公社ですので、農地中間管理事業にかかる案件となります。本議案では貸付人が農地中間管理事業を利用することについての是非を審議することになります。議案書は同じく7ページ、農用地利用集積計画書（案）は7-1ページになります。

### 2 番について説明（有岡…農地中間管理事業分）

それでは2番を説明いたします。借受人は高知県農業公社で、貸付人は1名で議案書のとおりです。申請地は有岡ハリギ187番 他3筆で合計面積は8,783㎡です。場所につきましては、お手元のタブレットの28ページ及び前のスクリーンをご覧ください。利用権の種類は使用貸借権の設定となっております。期間は公告日から令和12年1月8日までの10年間となっております。以上です。

### ◆議 長 （福留会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員さんのご意見をお伺いします。

「1・2番の関係委員さん」お願いします。

### ◇議席番号13番 清水委員（中筋・東中筋地区担当）

1・2番ですが借受人は認定農業者でかなり広く耕作しており、元農業委員でもあります。問題は無いと思います。2番の方も問題ありません。よろしくお願いします。

### ◆議 長 （福留会長）

推進委員の濱田さんは欠席ですので、推進委員の意見は省略します。

「3・4番の関係委員さん」ですが、篠田委員が欠席ですので新玉委員お願いします。

◆議 長 （福留会長）

推進委員の濱田さんは欠席ですので、推進委員の意見は省略します。

「3・4番の関係委員さん」ですが、篠田委員が欠席ですので新玉委員をお願いします。

◇議席番号 14 番 新玉委員（西土佐橋・津野川・津賀地区担当）

昨日、田邊委員と事務局とで現地確認を行いました。事務局の説明どおりで農業公社での研修を終えて新規就農する方です。よろしくお願いします。

◆議 長 （福留会長）

推進委員さんから、意見などはございませんか？

◇田邊委員（西土佐大宮地区担当）

昨日、事務局と新玉委員とで現地確認を行いました。2人は現在農業公社で研修中で、研修を終えてからは借り入れる農地で米ナスをつくるということで、隣接地では先輩が米ナスを作っていますので、良い環境の中で指導を受けながら米ナス作りができるのではないかと思います。

◇小野委員（下田・八東地区担当）

借受人の住所が下田で西土佐へは（通作距離があるので）心配だが…。

◆議 長 （福留会長）

事務局から何かありませんか？

○ 事務局

4番の借受人について議案書への住所の記載は下田になっていますが、現在大宮の方へ住居を構えていまして、住所の移転についてはさすようにいたします。すぐ近くで営農することになっています。

◆議 長 （福留会長）

小野委員さんよろしいですか。

◇小野委員（下田・八東担当）

はい。

◆議 長 （福留会長）

以上で関係委員さんのご意見が終わりました。他の委員さん、または推進委員さんでご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

◆議 長 （福留会長）

ご意見、ご質問はございませんか。

～～～ 異議なし ～～～

◆議 長 （福留会長）

ご意見・ご質問が無いようですので、第4号議案 農用地利用集積計画（案）につきまして、一括採決いたします。原案に賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

◇農業委員

《全員挙手》

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農用地利用集積計画（案）につきまして、これを適当と認め、答申することといたします。

第5号議案の農用地利用配分計画(案)について説明いたします。議案書は、8ページになります。本議案については、高知県農業公社に中間管理権を設定した農地を、地域のどの耕作者に転貸するか、また転貸される耕作者の選定が適切であるかどうかをお諮りするものです。それでは、議案書の8-1ページをご覧ください。こちらが農用地利用配分計画の案になります。左側に農地の出し手と農地の詳細が記載され、右側が貸付先の耕作者になります。場所は四万十市有岡字ハリギ187番 他3筆で 合計面積は8,783㎡です。右側の貸付先ですが、議案書記載の中筋地区の担い手農業者に転貸する案となっております。農地の位置・現況等についてですが、お手元のタブレットの28ページ及び前のスクリーンをご覧ください。今回の農業者が選定された理由につきましては、議案書8-2ページをご覧ください。農地中間管理事業において、農地の配分を検討する際は、農地中間管理機構に農地の受け手として登録している経営体全員に順位をつけ、評価の高い経営体を選定することとなっております。その選定経緯を示したものがこの借受選定理由書です。対象の農地付近で農業経営を行っている借受希望者は上位の2名となっております。最上位の者は申請地近くの農地を耕作しており、また貸付者の意向としても最上位の者を希望しております。こういった評価を反映し、最上位の者が最適であると判断し、議案書のとおり同経営体を貸し付け相手先として提案しています。以上です。

◆議 長 (福留会長)

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員さんのご意見をお伺いします。

「1番の関係委員さん」をお願いします。

◇議席番号13番 清水委員(中筋・東中筋地区担当)

借受人の方は地元の耕作者で、事務局の説明もありましたが周辺でも耕作しており問題ないと思いますのでよろしくをお願いします。

◆議 長 (福留会長)

推進委員の濱田さんは欠席ですので、推進委員の意見は省略します。

◆議 長 (福留会長)

以上で関係委員さんのご意見が終わりました。他の委員さん、または推進委員さんでご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

◆議 長 (福留会長)

ご意見、ご質問はございませんか。

~~~~ 異議なし ~~~~

◆議 長 (福留会長)

ご意見・ご質問が無いようですので、第5号議案、農用地利用配分計画(案)につきまして、一括採決をいたします。原案に賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

◇農業委員

《全員挙手》

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農用地利用配分計画(案)につきまして、これを適当と認め、答申することといたします。

◆議 長 (福留会長)

◎続きまして、追加議案(第6号議案)「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

それでは追加議案ですが第6号議案の説明をいたします。詳細は資料をお配りしておりますが、昨年県外にて

農地転用に関わり農業委員会長が収賄容疑で逮捕されるという不祥事が続けて発生しました。去る11月28日令和元年度全国農業委員会会長代表者集会において「農業委員会の委員等の綱紀肅正に関する申し合わせ決議」がなされ農業委員会組織として綱紀肅正の徹底を図っていくことを確認しています。これに基づき各農業委員会においても決議の趣旨に則り「農業委員会の委員等の綱紀肅正に関する申し合わせ決議」を参考に法令遵守についての決議を実施するよう高知県農業会議会長から通知が来ています。ついては四万十市農業委員会も別紙(案)のとおり決議をしたいものと考えます。(案を読み上げる)以上です。

◆議長 (福留会長)

ただいま事務局の説明が終わりました。委員さん、または推進委員さんでご意見、ご質問はございませんか？

◆議長 (福留会長)

ご意見、ご質問はございませんか。

~~~~ 異議なし ~~~~

◆議長 (福留会長)

ご異議なしということですので、全員の賛成により原案のとおり決定することといたします。

◎続きまして、委員の皆さんの方から何かございませんか。事務局の方から何かありませんか。


○事務局報告

委員報酬 他

他に無いようでございますので、以上で本定例会に付議されました議案は、すべて終了いたしました。

令和2年1月9日

議長 福留宣彦

署名委員 遠地美千代 

署名委員 弘田美和